

「コープのガソリンカード」利用規約の変更についてのお知らせ ～ガソリンカードの解約条件を変更いたします～

「コープのガソリンカード」をご利用いただきましてありがとうございます。
このたび、2月1日付で「コープのガソリンカード」利用規約の変更を行いました。
4月お支払い分より解約条件が追加されます。詳しくは、下記②にご案内しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、コープのガソリンカードには、カード利用を一時停止する仕組みがなく、すべての解約においてカードが失効となります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。再申込みの方法につきましては、下記③に記載しております。

① 変更時期

4月お支払い分より(3月請求分) ※口座引き落としの場合は、4月8日(月)

② ガソリンカード解約について変更するポイント

解約条件により、早期にガソリンカードが解約になる場合がございますので、ご注意ください。

口座引落しの場合

2月	3月	4月	5月
利用	請求	4月8日	4月22日
		引落日	再振替日
			5月7日
			引落日

【追加①】 解約条件 3万円(税別)以上利用 解約

【追加②】 解約条件 3万円(税別)未満利用 解約

【旧規約】 解約条件 利用金額にかかわらず 解約

クレジットカードの場合

2月	3月	4月	5月
利用	請求	指定日	指定日
		コンビニ 支払日	コンビニ 支払日

【追加①】 解約条件 3万円(税別)以上利用 解約

【旧規約】 解約条件 利用金額にかかわらず 解約

【現行】 解約条件(変更後も適用されます。)

(口座引落しの場合)

請求月の翌月6日(6日が土・日・祝日のときは翌営業日)に引落しがなく、さらに翌月に繰り越し、翌月の請求月の翌月6日(6日が土・日・祝日のときは翌営業日)に引落がない場合に、契約中のすべてのガソリンカードを解約していました。

(クレジットカードの場合)

クレジット支払いができず、生協から発送されるコンビニ収納払いに切り替わった場合に、生協が指定する支払期日にお支払いがなく、さらに翌月に繰り越し、翌月の生協が指定する支払期日にお支払いがない場合に、契約中のすべてのガソリンカードを解約していました。

【追加①】 ガソリンの請求金額が**3万円(税抜)以上**になった時の解約条件

(口座引落しの場合)
ガソリンの請求金額が3万円(税抜)以上になった時に、
請求月の翌月 6 日(6 日が土・日・祝日のときは翌営業日)に引落しが**ない場合は、契約中のすべてのガソリンカードを解約します。**

(クレジットカードの場合)
ガソリンの請求金額が3万円(税抜)以上になった時に、
クレジット支払いができず、生協から発送されるコンビニ収納払いに切り替わった時に、生協が指定する支払期日にお支払いがない場合に、**契約中のすべてのガソリンカードを解約します。**

【追加②】 ガソリンの請求金額が**3万円(税抜)未満**の利用者の解約条件

(口座引落しで、再振替がある場合)
ガソリンの請求金額が3万円(税抜)未満の時に、
請求月の翌月 6 日(6 日が土・日・祝日のときは翌営業日)に引落しがなく、さらに 20 日の再振替日(20 日が土・日・祝日のときは翌営業日)に引落しが**ない場合に、契約中のすべてのガソリンカードを解約します。**

③ **ガソリンカードの再申込みにつきまして**

- 解約となったカードは再利用できないため、新規発行となります。
- 商品代金お支払い後、従来の方法でガソリンカードを再度申し込んでいただければ、約 30 日～45 日程度で簡易書留にてお届けします。(宅配利用が受注停止の場合は除く)

コープのガソリン利用規約を確認の上、お申込みください。

お申し込みは
カンタン!

おすすめ	「みみより」画面も是非ご覧ください。	枚数
おすすめの商品①	単価 ***円	***
おすすめの商品②	単価 ***円	***
おすすめの商品③	単価 ***円	***
ガソリンカード申込 ※利用規約確認済み	単価 9848	必要枚数

OCRの左上のおすすめ欄に
必要枚数をご記入ください。
**お申込みより1か月～2か月程度で
お届けさせていただきます。**
最大3枚まで発行できます。お届け後、すぐに利用できます。
カードの対象となる自動車は積載量4トン未満の小型車です。

WEBからのお申し込みはeフレndsから

注文番号欄
注文番号 009848 × 必要枚数

OCRおすすめ欄にガソリンカード
申し込み欄がない場合

OCR注文書の裏面の
6ケタ番号注文欄に 009848
と記入し必要枚数をご記入ください。

④ ご契約中の方には、2月8日(金)にご案内の手紙を郵送させていただいております。

- 説明が分かりにくいとお声が寄せられ、大変ご迷惑をおかけしております。
- 恐れ入りますが、詳細につきましてはこちらでご確認くださいますようお願い申し上げます。

以上

コープのガソリンカード 利用規約

第1条（はじめに）

この利用規約は、大阪いずみ市民生活協同組合（以下「生協」という。）が「コープのガソリンカード」で提供するすべてのサービス（以下「本サービス」という。）における利用条件を定めるものです。あらかじめこの利用規約を承認の上申し込みをした組合員で、生協が適当と認めた者については、契約が成立し、本サービスの利用が認められます。

第2条（契約の内容）

- 1 生協は、生協が貸与する「元売りカード」（以下「カード」という。）により、本サービスを組合員に提供します。
- 2 生協は、組合員からの申し込みを受け、適当と認めた場合、組合員にカードを貸与します。
- 3 カードは、カードが貸与された組合員および組合員と同一の世帯に属する者以外は使用できません。
- 4 生協より貸与されたカードについては、組合員が管理義務を負うものとします。
- 5 組合員は、他人に貸与、譲渡、担保の提供委託等、カードの占有を第三者（組合員と同一の世帯に属する者を除く）に移転する事は一切できません。
- 6 組合員は紛失・盗難その他各種事由が発生した場合、直ちに生協に連絡するものとします。
- 7 カードの使用・管理に際して、組合員が前2項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、組合員はそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
- 8 組合員は契約の終了または解約などで本サービスを利用する資格を喪失した場合は、直ちにカードの利用を中止し、生協に返却するものとします。

第3条（本サービスの利用）

- 1 カードを貸与された組合員は、貸与されたカードと同じ元売り系列の給油所にカードを呈示することによりガソリンおよび軽油（以下「自動車用燃料」という。）を購入することができます。但し、当該給油所の都合により、取り扱いできない場合があります。
- 2 組合員が、貸与されたカードを所持せずに本サービスを利用することはできません。

第4条（自動車用燃料の価格）

- 1 自動車用燃料の価格は、書面、ホームページでの掲示など生協が適当と判断する方法によりこれをお知らせします。
- 2 自動車用燃料の価格には、事務手数料を含んでいます。

第5条（料金の算定とお支払いについて）

- 1 本サービスの毎月の料金の算定期間は、当月の1日から当月の末日（締日）までの期間とし、翌月に請求します。ただし、当該給油所の都合により、請求が遅れる場合があります。
- 2 料金の支払いの詳細については、口座振替の場合は「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」、クレジットカード払いの場合は「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」によります。

第6条（請求内容の確認方法）

請求内容の確認方法は次の通りとします。

- (1) 本サービスを利用した時は、使用量およびその他の利用情報のみ確認できます。
- (2) 第5条第1項に定める算定期間の請求内容は、原則として、翌月の第2月曜日よりeフレンドズ「マイページ」で確認できます。
- (3) 組合員は、請求内容に関し、次のオプションサービスを利用できます。ただし、コープの宅配を利用している場合は、②の「お届け明細書兼請求書」での確認になります。
 - ①書面での請求書が必要な場合は、請求書の郵送サービスが利用できます。このサービスを利

- 用する場合は、毎月25日を含む週に請求書を郵送します。
- ②コープの宅配を利用している場合は、毎月、宅配利用週第3回にお届けする「お届け明細書兼請求書」で確認できます。

第7条（契約の成立、契約期間および終了について）

- 1 契約期間は、申込日より、カード券面に記載されている有効期限の期日までとします。
- 2 前1項のカードについて有効期限が到来する場合は、生協が適当と認めた場合、更新カードを送付します。また、更新カードの発券を受けた組合員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断の上廃棄してください。
- 3 契約の終了は、組合員がサービスを終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、終了期日の15日前までに生協に通知してください。生協は、原則として、組合員から通知された終了期日に本サービスを終了させるための適当な処置を行います。なお、かかる通知は、所定の様式に従った届出による必要があります。

第8条（解約等）

- 1 組合員が次のいずれかの事由に該当する場合には、生協はその組合員について本サービスを解約することができます。
 - (1) 支払方法が口座振替の場合に、本サービスに基づく支払債務またはそれ以外の生協に対して負う一切の支払債務（宅配利用代金等）について、組合員が次のいずれかの事由に該当する場合。
 - ①本サービスを、第5条第1項に定める算定期間内に合計3万円（税抜）以上利用し、かつ口座振替の支払期日に支払わない場合。
 - ②口座振替の支払期日および同月内の再振替日に支払わない場合。（ただし、金融機関により再振替がない場合は、適用しません。）
 - ③口座振替の支払期日を30日経過して、なお支払わない場合。
 - (2) 支払方法がクレジットカード払いの場合に、本サービスに基づく支払債務またはそれ以外の生協に対して負う一切の支払債務（宅配利用代金等）について、「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」第14条第1項に基づき、生協からの直接請求に切り替わったときに、組合員が次のいずれかの事由に該当する場合。
 - ①本サービスを、第5条1項に定める算定期間内に合計3万円（税抜）以上利用し、かつ生協からの直接請求において生協が指定する支払期日に支払わない場合。
 - ②生協からの直接請求において生協が指定する支払期日を30日経過して、なお支払わない場合。
 - (3) 組合員がこの利用規約の条項の一に違反した場合。
- 2 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、当然に契約が終了するものとします。

第9条（管轄裁判所）

組合員と生協との本サービスに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を専属の第一審管轄裁判所とします。

第10条（利用規約の変更）

- 1 生協は、ホームページへの掲示など生協が適当と判断する方法により組合員に通知した上で、この利用規約を変更することがあります。なお、当該ホームページへの掲示をもって通知が到達したものとみなします。
- 2 利用規約の変更に関する異議のある組合員は、契約を解除することができます。なお、組合員が利用規約の変更に関する異議を述べない場合は、変更後の利用規約を適用するものとします。

2019年2月1日実施